

改 正 案

現 行

<p>（療養の給付） 第六十三条（略） 2・3（略） 4 第一項の給付（厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第八条第二十六項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。</p>	<p>（療養の給付） 第六十三条（略） 2・3（略） 4 第一項の給付（厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七条第二十三項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。</p>
<p>（訪問看護療養費） 第八十八条 被保険者が、厚生労働大臣が指定する者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から当該指定に係る訪問看護事業（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助（保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設によるものを除く。以下「訪問看護」という。）を行う事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、その指</p>	<p>（訪問看護療養費） 第八十八条 被保険者が、厚生労働大臣が指定する者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から当該指定に係る訪問看護事業（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助（保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は介護保険法第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十三項に規定する介護療養型医療施設によるものを除く。以下「訪問看護」という。）を行う事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、その指</p>

定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

2 13 (略)

(指定訪問看護事業者の指定)

第八十九条 (略)

2 指定訪問看護事業者以外の訪問看護事業を行う者について、介護保険法第四十一条第一項本文の規定による指定居宅サービス事業者(訪問看護事業を行う者に限る。次項において同じ。)の指定又は同法第五十三条第一項本文の規定による指定介護予防サービス事業者(訪問看護事業を行う者に限る。次項において同じ。)の指定があつたときは、その指定の際、当該訪問看護事業を行う者について、前条第一項の指定があつたものとみなす。ただし、当該訪問看護事業を行う者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

3 介護保険法第七十条の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の失効若しくは同法第七十七条第一項若しくは第百十五条の二十九第六項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し若しくは効力の停止又は同法第百十五条の八第一項若しくは第百十五条の二十九第六項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し若しくは効力の停止若しくは同法第百十五条の十において準用する同法第七十条の二第一項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の失効は、前項本文の規定により受けたものとみなされた前条第一項の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

4 (略)

定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

2 13 (略)

(指定訪問看護事業者の指定)

第八十九条 (略)

2 指定訪問看護事業者以外の訪問看護事業を行う者について、介護保険法第四十一条第一項本文の規定による指定居宅サービス事業者(訪問看護事業を行う者に限る。次項において同じ。)の指定があつたときは、その指定の際、当該訪問看護事業を行う者について、前条第一項の指定があつたものとみなす。ただし、当該訪問看護事業を行う者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

3 介護保険法第七十七条第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消しは、前項本文の規定により受けたものとみなされた前条第一項の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

4 (略)

(被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となった場合)

第九十八条 被保険者が資格を喪失し、かつ、日雇特例被保険者又はその被扶養者となった場合において、その資格を喪失した際に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、療養費に係る療養若しくは訪問看護療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、医療費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス(同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。第二百二十九条第二項第二号において同じ。)、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス(同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。第二百二十九条第二項第二号及び第三百三十五条第一項において同じ。)若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。第二百二十九条第二項第二号において同じ。)、特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第八条第二十三項に規定する施設サービスをいう。第二百二十九条第二項第二号及び第三百三十五条第一項において同じ。)、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。第二百二十九条第二項第二号において同じ。)若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス(同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。第二百二十九条第二項第二号及び第三百三十五条第一項において同じ。)(若しくはこれに相当するサービスのうち、療養に相当するものを受けているときは、当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき、当該被保険者から療養の給付又は入院時食事療養

(被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となった場合)

第九十八条 被保険者が資格を喪失し、かつ、日雇特例被保険者又はその被扶養者となった場合において、その資格を喪失した際に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、療養費に係る療養若しくは訪問看護療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、医療費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス(同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。第二百二十九条第二項第二号において同じ。)、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス(同法第七条第五項に規定する居宅サービスをいう。第二百二十九条第二項第二号及び第三百三十五条第一項において同じ。)若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。第二百二十九条第二項第二号において同じ。)若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第七条第二十項に規定する施設サービスをいう。第二百二十九条第二項第二号及び第三百三十五条第一項において同じ。)(のうち、療養に相当するものを受けているときは、当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき、当該被保険者から療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができる。

費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができる。

2～4 (略)

(療養の給付)

第二百二十九条 (略)

2 日雇特例被保険者が療養の給付を受けるには、これを受ける日において次の各号のいずれかに該当していなければならない。ただし、第二号に該当する場合においては、第一号に該当したことにより療養の給付を受けた疾病又は負傷及びこれにより発した疾病以外の疾病又は負傷については、療養の給付を行わない。

一 (略)

二 前号に該当することにより当該疾病(その原因となった疾病又は負傷を含む。以下この項において同じ。)又は負傷につき受けた療養の給付の開始の日(その開始の前日に当該疾病又は負傷につき特別療養費(第四百四十五条第七項において準用する第三百三十二条の規定により支給される療養費を含む。以下この号において同じ。))の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給(その支給のうち療養に相当する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この号、第三百三十五条第四項及び第四百四十五条第一項において同じ。)、特例居宅介護サービス費の支給(その支給のうち療養に相当する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この号、第三百三十五条第四項及び第四百四十五条第一項において同じ。)、施設介護サービス

2～4 (略)

(療養の給付)

第二百二十九条 (略)

2 日雇特例被保険者が療養の給付を受けるには、これを受ける日において次の各号のいずれかに該当していなければならない。ただし、第二号に該当する場合においては、第一号に該当したことにより療養の給付を受けた疾病又は負傷及びこれにより発した疾病以外の疾病又は負傷については、療養の給付を行わない。

一 (略)

二 前号に該当することにより当該疾病(その原因となった疾病又は負傷を含む。以下この項において同じ。)又は負傷につき受けた療養の給付の開始の日(その開始の前日に当該疾病又は負傷につき特別療養費(第四百四十五条第七項において準用する第三百三十二条の規定により支給される療養費を含む。以下この号において同じ。))の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給(これらの支給のうち療養に相当する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この号、第三百三十五条第四項及び第四百四十五条第一項において同じ。)、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費の支給(これらの支給のうち療養に相当する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この号、第三百三十五

費の支給（その支給のうち療養に相当する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この号、第三百三十五条第四項及び第四百五十五条第一項において同じ。）、特別施設介護サービス費の支給（その支給のうち療養に相当する施設サービスに係るものに限る。以下この号、第三百三十五条第四項及び第四百五十五条第一項において同じ。）

、介護予防サービス費の支給（その支給のうち療養に相当する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この号、第三百三十五条第四項及び第四百四十五条第一項において同じ。）若しくは特別介護予防サービス費の支給（その支給のうち療養に相当する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この号、第三百三十五条第四項及び第四百四十五条第一項において同じ。）が行われたときは、特別療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給、特別居宅介護サービス費の支給、施設介護サービス費の支給、特別施設介護サービス費の支給、介護予防サービス費の支給若しくは特別介護予防サービス費の支給の開始の日）から一年（厚生労働大臣が指定する疾病に関しては、五年）を経過していないこと（前号に該当する場合を除く。）。

3～7（略）

（傷病手当金）

第三百三十五条 日雇特別被保険者が療養の給付（特定療養費、療養費及び訪問看護療養費の支給並びに老人保健法の規定による医療並びに特定療養費、医療費及び老人訪問看護療養費の支給並びに介護保険法の

条第四項及び第四百四十五条第一項において同じ。）、施設介護サービス費の支給（その支給のうち療養に相当する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この号、第三百三十五条第四項及び第四百四十五条第一項において同じ。）若しくは特別施設介護サービス費の支給（その支給のうち療養に相当する施設サービスに係るものに限る。以下この号、第三百三十五条第四項及び第四百四十五条第一項において同じ。）が行われたときは、特別療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特別居宅介護サービス費若しくは特別居宅支援サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特別施設介護サービス費の支給の開始の日）から一年（厚生労働大臣が指定する疾病に関しては、五年）を経過していないこと（前号に該当する場合を除く。）。

3～7（略）

（傷病手当金）

第三百三十五条 日雇特別被保険者が療養の給付（特定療養費、療養費及び訪問看護療養費の支給並びに老人保健法の規定による医療並びに特定療養費、医療費及び老人訪問看護療養費の支給並びに介護保険法の

規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費及び特例介護予防サービス費の支給（これらの支給のうち療養に相当する居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設サービス又は介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスに係るものに限る。）であつて、第二百二十九条第三項の支給資格者票（同条第五項の規定に該当するものに限る。）を有する者に対して行われるものを含む。次項及び次条において同じ。）を受けている場合において、その療養（居宅サービス及びこれに相当するサービス並びに施設サービス並びに介護予防サービス及びこれに相当するサービスのうち、療養に相当するものを含む。）のため労務に服することができなくなつた日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。

2・3（略）

4 日雇特例被保険者が、その疾病又は負傷について、第二百二十八条の規定により療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給の全部を受けられない場合若しくは老人保健法第三十四条（同法第四十六条の五の八において準用する場合を含む。）の規定により同法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給（これらの給付のうち第二百二十九条第三項の支給資格者票（同条第五項の規定に該当するものに限る。）を有する者に対して行われるものに限る。以下この項において同じ。）の全部を受けられない場合又は介護保険法第二十条の規定により同法の規定による居宅介護サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給、施設介護サービス費の支給、特例施設介護サービス

規定による居宅介護サービス費、居宅支援サービス費、特例居宅介護サービス費、特例居宅支援サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の支給（これらの支給のうち療養に相当する居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスに係るものに限る。）であつて、第二百二十九条第三項の支給資格者票（同条第五項の規定に該当するものに限る。）を有する者に対して行われるものを含む。次項及び次条において同じ。）を受けている場合において、その療養（居宅サービス及びこれに相当するサービス並びに施設サービスのうち、療養に相当するものを含む。）のため労務に服することができなくなつた日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。

2・3（略）

4 日雇特例被保険者が、その疾病又は負傷について、第二百二十八条の規定により療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給の全部を受けられない場合若しくは老人保健法第三十四条（同法第四十六条の五の八において準用する場合を含む。）の規定により同法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給（これらの給付のうち第二百二十九条第三項の支給資格者票（同条第五項の規定に該当するものに限る。）を有する者に対して行われるものに限る。以下この項において同じ。）の全部を受けられない場合又は介護保険法第二十条の規定により同法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス

費の支給、介護予防サービス費の支給若しくは特例介護予防サービス費の支給（これらの給付のうち第二百二十九条第三項の受給資格者票（同条第五項の規定に該当するものに限る。）を有する者に対して行われるものに限る。以下この項において同じ。）の全部を受けることができる場合においては、療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給、施設介護サービス費の支給、特例施設介護サービス費の支給、介護予防サービス費の支給若しくは特例介護予防サービス費の支給に相当する当該給付又は当該療養若しくは療養費の支給をこの章の規定による療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給、特例施設介護サービス費の支給、施設介護サービス費の支給、特例施設介護サービス費の支給とみなして、第一項及び第二項の規定を適用する。

（特別療養費）

第四百四十五条 次の各号のいずれかに該当する日雇特別被保険者でその該当するに至った日の属する月の初日から起算して三月（月の初日に該当するに至った者については、二月。第三項において同じ。）を経過しないもの又はその被扶養者が、特別療養費受給票を第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局

費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給（これらの給付のうち第二百二十九条第三項の受給資格者票（同条第五項の規定に該当するものに限る。）を有する者に対して行われるものに限る。以下この項において同じ。）の全部を受けることができる場合においては、療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給に相当する当該給付又は当該療養若しくは療養費の支給をこの章の規定による療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給とみなして、第一項及び第二項の規定を適用する。

（特別療養費）

第四百四十五条 次の各号のいずれかに該当する日雇特別被保険者でその該当するに至った日の属する月の初日から起算して三月（月の初日に該当するに至った者については、二月。第三項において同じ。）を経過しないもの又はその被扶養者が、特別療養費受給票を第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局

若しくは特定承認保険医療機関のうち自己の選定するものに提出して、そのものから療養を受けたとき、又は特別療養費受給票を指定訪問看護事業者のうち自己の選定するものに提出して、そのものから指定訪問看護を受けたときは、日雇特別被保険者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、特別療養費を支給する。ただし、当該疾病又は負傷につき、療養の給付若しくは入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは入院時食事療養費、特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給、施設介護サービス費の支給、特例施設介護サービス費の支給、介護予防サービス費の支給若しくは特例介護予防サービス費の支給を受けることができるときは、この限りでない。

一〇三 (略)

二〇九 (略)

若しくは特定承認保険医療機関のうち自己の選定するものに提出して、そのものから療養を受けたとき、又は特別療養費受給票を指定訪問看護事業者のうち自己の選定するものに提出して、そのものから指定訪問看護を受けたときは、日雇特別被保険者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、特別療養費を支給する。ただし、当該疾病又は負傷につき、療養の給付若しくは入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは入院時食事療養費、特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給を受けることができるときは、この限りでない。

一〇三 (略)

二〇九 (略)

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）
（附則第二十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二十八条（略） 2）6（略） 7 第一項第一号乃至第五号ノ給付（給付ノ中左ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ関スルモノ及厚生労働大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除ク）ハ介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号ニ規定スル指定介護療養施設サービスヲ行フ同法第八条第二十六項ニ規定スル療養病床等ニ入院中ノ者ニ対シテハ之ヲ為サズ 一・二（略）</p> <p>第三十一条ノ五 被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル際家族療養費ニ係ル療養若ハ家族訪問看護療養費ニ係ル療養若ハ老人保健法ノ規定ニ依リ之ニ相当スル給付ニ係ル療養又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費ニ係ル指定居宅サービス（同法第四十一条第一項ニ規定スル指定居宅サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル）、特例居宅介護サービス費ニ係ル居宅サービス（同法第八条第一項ニ規定スル居宅サービスヲ謂フ）若ハ之ニ相当スルサービス（此等ノサービスノ中療養ニ相当スルモノニ限ル）、施設介護サービス費ニ係ル指定施設サービス等（同法第四十八条第一項ニ規定スル指定施設サービス等ヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル）、特例施設介護サービス費ニ係ル施設サービス（同法第八条第二十三項ニ規定スル施設サービスヲ謂ヒ療養ニ相</p>	<p>第二十八条（略） 2）6（略） 7 第一項第一号乃至第五号ノ給付（給付ノ中左ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ関スルモノ及厚生労働大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除ク）ハ介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号ニ規定スル指定介護療養施設サービスヲ行フ同法第七条第二十三項ニ規定スル療養病床等ニ入院中ノ者ニ対シテハ之ヲ為サズ 一・二（略）</p> <p>第三十一条ノ五 被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル際家族療養費ニ係ル療養若ハ家族訪問看護療養費ニ係ル療養若ハ老人保健法ノ規定ニ依リ之ニ相当スル給付ニ係ル療養又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費若ハ居宅支援サービス費ニ係ル指定居宅サービス（同法第四十一条第一項ニ規定スル指定居宅サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル）、特例居宅介護サービス費若ハ特例居宅支援サービス費ニ係ル居宅サービス（同法第七条第五項ニ規定スル居宅サービスヲ謂フ）若ハ之ニ相当スルサービス（此等ノサービスノ中療養ニ相当スルモノニ限ル）、施設介護サービス費ニ係ル指定施設サービス等（同法第四十八条第一項ニ規定スル指定施設サービス等ヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル）若ハ特例施設介護サービス費ニ係ル施設サービス（同法第</p>

当スルモノニ限ル）、介護予防サービス費ニ係ル指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項ニ規定スル指定介護予防サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル）若ハ特例介護予防サービス費ニ係ル介護予防サービス（同法第八条ノ二第一項ニ規定スル介護予防サービスヲ謂フ）若ハ之ニ相当スルサービス（此等ノサービスノ中療養ニ相当スルモノニ限ル）ヲ受クル被扶養者ガ引続キ当該疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養又ハ移送ヲ受ケタルトキハ被保険者タリシ者ニ対シ家族療養費、家族訪問看護療養費又ハ家族移送費ヲ支給ス

2・3（略）

七条第二十項ニ規定スル施設サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル）ヲ受クル被扶養者ガ引続キ当該疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養又ハ移送ヲ受ケタルトキハ被保険者タリシ者ニ対シ家族療養費、家族訪問看護療養費又ハ家族移送費ヲ支給ス

2・3（略）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（附則第三十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）	
法律	事務	法律	事務
生活保護法 （昭和二十五年法律第百四十四号）	（略）	生活保護法 （昭和二十五年法律第百四十四号）	（略）
一 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が第十九条第一項から第五項まで、第二十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第四項、第二十九条、第三十条から第三十七条の二まで（第三十条第二項及び第四項並びに第三十三条第三項を除く。）、第四十七条第一項、第四十八条第四項、第五十三条第四項（第五十四条の二第四項及び第五十五条において準用する場合を含む。）、第六十一条、第六十二条第三項及び第四項、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第八十条並びに第八十一条の規定により処理することとされている事務	（略）	一 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が第十九条第一項から第五項まで、第二十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第四項、第二十九条、第三十条から第三十七条まで（第三十条第二項及び第四項並びに第三十三条第三項を除く。）、第四十七条第一項、第四十八条第四項、第五十三条第四項（第五十四条の二第四項及び第五十五条において準用する場合を含む。）、第六十一条、第六十二条第三項及び第四項、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第八十条並びに第八十一条の規定により処理することとされている事務	（略）
（略）	二丁四（略）	（略）	二丁四（略）

改 正 案	現 行
<p>（無償貸付） 第二条（略）</p> <p>2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 地方公共団体において、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による通所介護若しくは短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費の支給に係る者に対する居宅サービス、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者に対する地域密着型サービス、介護予防通所介護若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者に対する介護予防サービス又は介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者に対する地域密着型介護予防サービスその他これに類するものとして政令で定めるものを用</p> <p>ハ 介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者に対する地域密着型サービス又は介護福祉施設サービスに係</p>	<p>（無償貸付） 第二条（略）</p> <p>2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 地方公共団体において、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による通所介護又は短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の支給に係る者に対する居宅サービスその他これに類するものとして政令で定めるものを用</p> <p>ハ 介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者に対する施設サービスその他これに類するものとして政令で定めるものを用</p>

3
（略）
る施設介護サービス費の支給に係る者に対する施設サービス
その他これに類するものとして政令で定めるもの用の用

3
（略）
六・七（略）

改 正 案	現 行
<p>（許可の基準）</p> <p>第五条 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらし、その他銃砲若しくは刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病氣として政令で定めるものにかかつている者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第十五項に規定する認知症である者</p> <p>三 十一 （略）</p> <p>二 四 （略）</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第五条 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病氣として政令で定めるものにかかつている者</p> <p>三 十一 （略）</p> <p>二 四 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（許可の基準）</p> <p>第五条 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合には、許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらしその他銃砲若しくは刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病氣として政令で定めるものにかかつている者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）<u>第八条第十六項に規定する認知症である者</u></p> <p>三 十一 （略）</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第五条 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合には、許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらしその他銃砲若しくは刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病氣として政令で定めるものにかかつている者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）<u>第七条第十五項に規定する認知症である者</u></p> <p>三 十一 （略）</p> <p>2 4 （略）</p>

改 正 案

現 行

<p>（療養の給付） 第五十四条（略） 2（略） 3 第一項の給付（健康保険法第六十三条第四項に規定する厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第八条第二十六項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。</p>	<p>（療養の給付） 第五十四条（略） 2（略） 3 第一項の給付（健康保険法第六十三条第四項に規定する厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七条第二十三項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。</p>
<p>（組合員が日雇特別被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付） 第五十九条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特別被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特別被保険者等」という。）となつた場合において、その者が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この</p>	<p>（組合員が日雇特別被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付） 第五十九条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特別被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特別被保険者等」という。）となつた場合において、その者が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費（同法の規定によるこれらの給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サー</p>

条及び第八十七条の五第一項において同じ。）、特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第二十三項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）を受けているとき（その者が退職した際にその被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を

サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費（同法の規定によるこれらの給付のうち療養に相当する同法第七条第五項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第七条第二十項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）を受けているとき（その者が退職した際にその被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費を受けているときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

支給する。

2 組合員が死亡により資格を喪失し、又は組合員であつた者が死亡により前項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であつて、かつ、当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日雇特例被保険者等となつた場合において、当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき（当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について、継続して家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。

3・4（略）

（障害一時金の受給権者）

第八十七条の五 公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが退職した場合において、その退職の日（療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護

2 組合員が死亡により資格を喪失し、又は組合員であつた者が死亡により前項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であつて、かつ、当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日雇特例被保険者等となつた場合において、当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき（当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、特例居宅介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について、継続して家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。

3・4（略）

（障害一時金の受給権者）

第八十七条の五 公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが退職した場合において、その退職の日（療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費若しくは特例施設

予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条において同じ。）に、その傷病の結果として、政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。

2
(略)

援サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条において同じ。）に、その傷病の結果として、政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。

2
(略)

改 正 案

現 行

<p>（療養の給付） 第三十六条（略） 2・3（略）</p> <p>4 第一項の給付（健康保険法第六十三条第四項に規定する厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第八条第二十六項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。</p> <p>（被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となつた場合） 第五十五条 被保険者が第六条第五号に該当するに至つたためその資格を喪失した場合において、その資格を喪失した際に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。） （特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス</p>	<p>（療養の給付） 第三十六条（略） 2・3（略）</p> <p>4 第一項の給付（健康保険法第六十三条第四項に規定する厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七条第二十三項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。</p> <p>（被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となつた場合） 第五十五条 被保険者が第六条第五号に該当するに至つたためその資格を喪失した場合において、その資格を喪失した際に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。） （特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス（同法第七条第五項に規定</p>
---	---

(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。)(施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。)(療養に相当するものに限る。)(特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第八条第二十三項に規定する施設サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)(介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)(若しくは特例介護予防サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)(若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。)(を受けていたときは、その者は、当該疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病について当該保険者から療養の給付、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けることができる。

24 (略)

(病院等)に入院、入所又は入居中の被保険者の特例)
第百十六条の二 次の各号に掲げる入院、入所又は入居(以下この条において「入院等」という。)(をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設(以下この条において「病院等」という。)(の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村(当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。)(の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をして

する居宅サービスをいう。)(若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。)(施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)(若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第七条第二十項に規定する施設サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)(を受けていたときは、その者は、当該疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病について当該保険者から療養の給付、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けることができる。

24 (略)

(病院等)に入院、入所又は入居中の被保険者の特例)
第百十六条の二 次の各号に掲げる入院、入所又は入居(以下この条において「入院等」という。)(をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設(以下この条において「病院等」という。)(の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村(当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。)(の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をして

いる被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしてきた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

一〇五（略）

六 介護保険法第八条第十九項に規定する介護専用型特定施設のうちその入居定員が三十人以上であるものへの入居又は同条第二十二項に規定する介護保険施設への入所

2・3（略）

いる被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしてきた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

一〇五（略）

六 介護保険法第七条第十九項に規定する介護保険施設への入所

2・3（略）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第八条の二 社会保険庁長官は、被保険者の資格を確認するために必要があると認めるときは、医療保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。）に対し、政令で定めるところにより、医療保険各法（同条第二十四項に規定する医療保険各法をいう。）の被保険者又は被扶養者の氏名、住所その他の必要な資料の提供を求めることができる。</p>	<p>附 則</p> <p>第八条の二 社会保険庁長官は、被保険者の資格を確認するために必要があると認めるときは、医療保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第二十五項に規定する医療保険者をいう。）に対し、政令で定めるところにより、医療保険各法（同条第二十四項に規定する医療保険各法をいう。）の被保険者又は被扶養者の氏名、住所その他の必要な資料の提供を求めることができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>（免許の取消し、停止等）</p> <p>第百三条 免許（仮免許を除く。以下第百六条までにおいて同じ。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時に於けるその者の住所地在を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、することができない。</p> <p>一 次に掲げる病気にかかつている者であることが判明したとき</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの</p> <p>一の二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第十五項に規定する認知症であることが判明したとき。</p> <p>二 八（略）</p> <p>二 八（略）</p> <p>第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>三の二 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違</p>	<p>（免許の取消し、停止等）</p> <p>第百三条 免許（仮免許を除く。以下第百六条までにおいて同じ。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時に於けるその者の住所地在を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、することができない。</p> <p>一 次に掲げる病気にかかつている者であることが判明したとき</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 痴呆</p> <p>二 イからハまでに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの</p> <p>二 八（略）</p> <p>二 八（略）</p> <p>第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>三の二 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違</p>

反して積載をして車両を運転した者（第百十八条第一項第二号に該当する者を除く。）

三の三）十（略）

十一 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号の規定に違反した者（第百十八条第一項第五号に該当する者を除く。）

十二）十五（略）

2（略）

反して積載をして車両を運転した者（前条第一項第二号に該当する者を除く。）

三の三）十（略）

十一 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号の規定に違反した者（前条第一項第五号に該当する者を除く。）

十二）十五（略）

2（略）

改 正 案	現 行
<p>（免許の取消し、停止等）</p> <p>第一百三条 免許（仮免許を除く。以下第六十六条までにおいて同じ。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、することができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>一の二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）<u>第八条第十六</u>項に規定する認知症であることが判明したとき。</p> <p>二 八 （略）</p> <p>2 八 （略）</p>	<p>（免許の取消し、停止等）</p> <p>第一百三条 免許（仮免許を除く。以下第六十六条までにおいて同じ。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、することができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>一の二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）<u>第七条第十五</u>項に規定する認知症であることが判明したとき。</p> <p>二 八 （略）</p> <p>2 八 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（療養の給付） 第五十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の給付（健康保険法第六十三条第四項に規定する厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第八条第二十六項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。</p> <p>（組合員が日雇特別被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）</p> <p>第六十一条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特別被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特別被保険者等」という。）となつた場合において、その者が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この</p>	<p>（療養の給付） 第五十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の給付（健康保険法第六十三条第四項に規定する厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七条第二十三項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。</p> <p>（組合員が日雇特別被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）</p> <p>第六十一条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特別被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特別被保険者等」という。）となつた場合において、その者が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費（同法の規定によるこれらの給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サー</p>

条及び第九十六条第一項において同じ。）、特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八十二条第三項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）若しくは介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）を受けているとき（その者が退職した際にその被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

ビスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費（同法の規定によるこれらの給付のうち療養に相当する同法第七条第五項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第七条第二十項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）を受けているとき（その者が退職した際にその被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費を受けているときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2 組合員が死亡により資格を喪失し、又は組合員であつた者が死亡により前項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であつて、かつ、当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日雇特別被保険者等となつた場合において、当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき（当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について、継続して家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。

3・4 (略)

(障害一時金の受給権者)

第九十六条 公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが退職した場合において、その退職の日（療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給の開始後五年を経

2 組合員が死亡により資格を喪失し、又は組合員であつた者が死亡により前項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であつて、かつ、当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日雇特別被保険者等となつた場合において、当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき（当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について、継続して家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。

3・4 (略)

(障害一時金の受給権者)

第九十六条 公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが退職した場合において、その退職の日（療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サ

過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条において同じ。）に、その傷病の結果として、政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。

2 (略)

(団体職員の取扱い)

第四百四十四条の三 (略)

2 (略)

(略)	(略)	(略)
第九十 六条第 一項	療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費	その退職の日までにその傷病が治らなかつた者又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至らなかつた者にあつては、当該傷病につき健康保険の療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費

サービス費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条において同じ。）に、その傷病の結果として、政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。

2 (略)

(団体職員の取扱い)

第四百四十四条の三 (略)

2 (略)

(略)	(略)	(略)
第九十 六条第 一項	療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費	その退職の日までにその傷病が治らなかつた者又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至らなかつた者にあつては、当該傷病につき健康保険の療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費

<p>ビス費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果^日が期待できない状態に至つた</p>	<p>ビス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給を受けている者であるときは最初に健康保険の療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給を受ける診療を受けた日から起算して五年を経過するまでの間に治つた日又はその症状が固定し治療の効果^日が期待できない状態に至つた日、その他の者であるときは当該傷病につき最初に医師又は歯科医師の診療を受けた日から</p>
--	---

<p>支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果^日が期待できない状態に至つた</p>	<p>ビス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費の支給、施設介護サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給を受けている者であるときは最初に健康保険の療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給を受ける診療を受けた日から起算して五年を経過するまでの間に治つた日又はその症状が固定し治療の効果^日が期待できない状態に至つた日、その他の者であると</p>
---	--

(略)	
(略)	
(略)	起算して五年を経過するまでの間に治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日

(略)	
(略)	
(略)	きは当該傷病につき最初に医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して五年を経過するまでの間に治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日

改 正 案	現 行
<p>（地方公務員共済組合連合会） 第三十八条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 地方公務員共済組合連合会は、前項に定めるもののほか、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）<u>第百三十四条第八項</u>（同法第百三十七条第六項及び第百三十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第百三十六条第六項（同法第百三十八条第二項、第百四十条第三項及び第百四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知の経由に係る事業並びに同法第百三十七条第二項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による特別徴収に係る納入金の納入の経由に係る事業その他総務省令で定める事業を行うものとする。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（地方公務員共済組合連合会） 第三十八条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 地方公務員共済組合連合会は、前項に定めるもののほか、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）<u>第百三十四条第三項</u>（同法第百三十七条第六項及び第百三十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第百三十六条第六項（同法第百三十八条第二項、第百四十条第三項及び第百四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知の経由に係る事業並びに同法第百三十七条第二項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による特別徴収に係る納入金の納入の経由に係る事業を行うものとする。</p> <p>4・5（略）</p>

改正案			現行		
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十九条、第二十三条、第二十四条関係）</p>					
登録、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	登録、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一～二十九の十（略）			一～二十九の十（略）		
<p>二十九の十一 介護支援専門員実務研修受講試験に係る登録試験問題作成機関の登録</p>					
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十九条の十一第一項（登録試験問題作成機関の登録）の登録	登録件数	一件につき十五万円			
二十九の十二（略）			二十九の十一（略）		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

二十九の十三 (略)	(略)	(略)	(略)
二十九の十四 (略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
三十～五十四 (略)	(略)	(略)	(略)

別表第三 非課税の登記等の表(第四条関係)

名称 (略)	根拠法 (略)	非課税の登記等 (略)	備考 (略)
二十四 農業 協同組合及 び農業協同 組合連合会	農業協同組 合法(昭和 二十二年法 律第三百十 二号)	一 (略) 二 医療法(昭和二十三 年法律第二百五号)第 三十一条(公的医療機 関)に規定する病院若 しくは診療所若しくは 介護保険法第八條第二 十五項(定義)に規定	第三欄の第一号 又は第二号の登 記に該当するも のであることを 証する財務省令 で定める書類の 添附があるもの に限る。

二十九の十二 (略)	(略)	(略)	(略)
二十九の十三 (略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
三十～五十四 (略)	(略)	(略)	(略)

別表第三 非課税の登記等の表(第四条関係)

名称 (略)	根拠法 (略)	非課税の登記等 (略)	備考 (略)
二十四 農業 協同組合及 び農業協同 組合連合会	農業協同組 合法(昭和 二十二年法 律第三百十 二号)	一 (略) 二 医療法(昭和二十三 年法律第二百五号)第 三十一条(公的医療機 関)に規定する病院若 しくは診療所若しくは 介護保険法(平成九年 法律第百二十三号)第	第三欄の第一号 又は第二号の登 記に該当するも のであることを 証する財務省令 で定める書類の 添附があるもの に限る。

(略)	
(略)	
(略)	<p>する介護老人保健施設 の用に供する建物の所 有権の取得登記又は当 該建物の敷地の用に供 する土地の権利の取得 登記</p>
(略)	

(略)	
(略)	
(略)	<p>七条第二十二項（定義 ）に規定する介護老人 保健施設の用に供する 建物の所有権の取得登 記又は当該建物の敷地 の用に供する土地の権 利の取得登記</p>
(略)	

改 正 案		現 行	
別表第一（第三十条の七関係）		別表第一（第三十条の七関係）	
提供を受け る国の機関 又は法人	事務	提供を受け る国の機関 又は法人	事務
（略）	（略）	（略）	（略）
二十一 地 方公務員 共済組合	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十一 地 方公務員 共済組合	介護保険法による同法第三百三十四条第一項の通知若しくは第三百三十七条第五項若しくは第三百三十八条第三項（これらの規定を同法第四百十条第三項において準用する場合を含む。）の通知又は同法第三百三十七条第一項（同法第四百十条第三項において準用する場合を含む。）の特別徴収に係る保険料額の徴収若しくは納入金の納入に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二 地 方公務員 共済組合 連合会	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十二 地 方公務員 共済組合 連合会	介護保険法による同法第三百三十四条第三項（同法第三百三十七条第六項及び第三百三十八条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三百三十六条第六項（同法第三百三十八条第二項、第四百十条第三項及び第四百四十一条第二項において準用する場合を含む。）の通知の経由又は

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	同法第二百三十七条第二項(同法第二百四十条第三項において準用する場合を含む。)(の特別徴収に係る納入金の納入の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲） 第十九条（略）</p> <p>2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>四の二 指定訪問看護事業 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）<u>第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）及び同法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第四項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）を</u>いう。</p> <p>五（略）</p> <p>3 6（略）</p>	<p>（業務の範囲） 第十九条（略）</p> <p>2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>四の二 指定訪問看護事業 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）<u>第四十一条第一項本文の指定に係る同法第七条第五項に規定する居宅サービス事業（同条第八項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を</u>いう。</p> <p>五（略）</p> <p>3 6（略）</p>

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）（抄）
（附則第四十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保健サービス等との連携及び調整等）</p> <p>第二十四条の二 市町村は、医療等以外の保健事業の実施に当たつては、第二十二条に規定する保健サービス、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）その他の法令に基づく福祉サービス並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に基づく居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスとの連携及び調整に努めるとともに、その計画的推進を図らなければならない。</p> <p>（医療の実施）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 医療（厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第八条第二十六項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。</p> <p>7（略）</p> <p>（市町村老人保健計画）</p> <p>第四十六条の十八（略）</p>	<p>（保健サービス等との連携及び調整等）</p> <p>第二十四条の二 市町村は、医療等以外の保健事業の実施に当たつては、第二十二条に規定する保健サービス、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）その他の法令に基づく福祉サービス並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に基づく居宅サービス及び施設サービスとの連携及び調整に努めるとともに、その計画的推進を図らなければならない。</p> <p>（医療の実施）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 医療（厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七条第二十三項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。</p> <p>7（略）</p> <p>（市町村老人保健計画）</p> <p>第四十六条の十八（略）</p>

<p>4 (略)</p>	<p>2 4 (略)</p> <p>5 市町村老人保健計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(都道府県老人保健計画) 第四十六条の十九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県老人保健計画は、老人福祉法第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画及び介護保険法第一百八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画と一体のものとして作成されなければならない。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>2 4 (略)</p> <p>5 市町村老人保健計画は、老人福祉法第二十条の八に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。</p> <p>6 市町村老人保健計画は、介護保険法第一百七十七条に規定する市町村介護保険事業計画と調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>(都道府県老人保健計画) 第四十六条の十九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県老人保健計画は、老人福祉法第二十条の九に規定する都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。</p> <p>4 都道府県老人保健計画は、介護保険法第一百八条に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法律の規定による計画であつて医療等以外の保健事業の供給体制の確保に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。</p>

地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）（抄）
（附則第四十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第二条（略） 2（略） 3 この法律において「特定民間施設」とは、介護給付等対象サービス等との連携の下に地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する一群の施設であつて、民間事業者が整備する次に掲げる施設から構成されるものをいう。 一～三（略） 四 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2（略） 3 この法律において「特定民間施設」とは、介護給付等対象サービス等との連携の下に地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する一群の施設であつて、民間事業者が整備する次に掲げる施設から構成されるものをいう。 一～三（略） 四 老人を入所させ、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設（老人福祉法第二十条の四から第二十条の六までに規定する施設を除く。）であつて政令で定めるもの</p>

地価税法（平成三年法律第六十九号）（抄）
（附則第四十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第六条関係） 一～四（略） 五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項（病院等）に規定する病院、同条第二項に規定する診療所、同法第二条第一項（助産所）に規定する助産所、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）<u>第八条第二十五項（定義）</u>に規定する介護老人保健施設その他医療に関する施設として政令で定めるものの用に供されている土地等及び薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）<u>第二条第十一項（定義）</u>に規定する薬局の用に供されている土地等のうち調剤の業務を行う場所に係るもの 六～二十五（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係） 一～四（略） 五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項（病院等）に規定する病院、同条第二項に規定する診療所、同法第二条第一項（助産所）に規定する助産所、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）<u>第七条第二十二項（定義）</u>に規定する介護老人保健施設その他医療に関する施設として政令で定めるものの用に供されている土地等及び薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）<u>第二条第十一項（定義）</u>に規定する薬局の用に供されている土地等のうち調剤の業務を行う場所に係るもの 六～二十五（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2 この法律において「病院等」とは、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。次項において同じ。）、助産所（同法第二条第一項に規定する助産所をいう。次項において同じ。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設をいう。次項において同じ。）及び指定訪問看護事業（同法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）及び同法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第四項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）をいう。次項において同じ。）を行う事業所をいう。</p> <p>3（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2 この法律において「病院等」とは、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。次項において同じ。）、助産所（同法第二条第一項に規定する助産所をいう。次項において同じ。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設をいう。次項において同じ。）及び指定訪問看護事業（同法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第七条第五項に規定する居宅サービス事業（同条第八項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）をいう。次項において同じ。）を行う事業所をいう。</p> <p>3（略）</p>

健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）（抄）
（附則第五十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第六条 この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 一十（略）</p> <p>十一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定により健康増進事業を行う市町村</p> <p>十二（略）</p>	<p>（定義） 第六条 この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 一十（略）</p> <p>十一（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲） 第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一・二（略） 三 指定訪問看護事業（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）及び同法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第四項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）をいう。）を行う医療法人その他政令で定める者に対し、必要な資金を貸し付けること。 四十三（略） 二七（略）</p>	<p>（業務の範囲） 第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一・二（略） 三 指定訪問看護事業（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の指定に係る同法第七条第五項に規定する居宅サービス事業（同条第八項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）をいう。）を行う医療法人その他政令で定める者に対し、必要な資金を貸し付けること。 四十三（略） 二七（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（老人福祉法の特例） 第三十条（略） 2）4（略）</p> <p>5 老人福祉法第十五条第六項、第十五条の二第二項、第十六条第三項及び第四項、第十九条並びに附則第七条の規定の適用については、選定事業者である法人を社会福祉法人とみなす。この場合において、同法第十五条第六項中「第四項の認可の」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十条第一項の認可の」と、同項及び附則第七条第一項中「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地」とあるのは「特別養護老人ホームの所在地」と、「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員」とあるのは「特別養護老人ホームの入所定員」と、同法第十五条第六項中「、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになる」と認めるとき、「とあるのは「当該申請に係る特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるとき」と、「第四項の認可を」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第一項の認可を」と、同法第十五条の二第二項中「前条第三項の規定による届出をし、又は同条第四項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第一項」と、同法第十六条第</p>	<p>（老人福祉法の特例） 第三十条（略） 2）4（略）</p> <p>5 老人福祉法第十五条第六項、第十五条の二第二項、第十六条第三項及び第四項、第十九条並びに附則第七条の規定の適用については、選定事業者である法人を社会福祉法人とみなす。この場合において、同法第十五条第六項中「第四項の認可の」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十条第一項の認可の」と、同項及び附則第七条第一項中「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地」とあるのは「特別養護老人ホームの所在地」と、「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員」とあるのは「特別養護老人ホームの入所定員」と、同法第十五条第六項中「、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになる」と認めるとき、「とあるのは「当該申請に係る特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるとき」と、「第四項の認可を」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第一項の認可を」と、同法第十五条の二第二項中「前条第三項の規定による届出をし、又は同条第四項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第一項」と、同法第十六条第</p>

四項中「第十五条第六項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第五項の規定により読み替えて適用する第十五条第六項」と、同項、第十九条及び附則第七条中「養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム」とあるのは「特別養護老人ホーム」と、同法第十九条第一項及び附則第七条第一項中「第十五条第四項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第一項」と、同法第十九条第二項及び附則第七条第二項中「前項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第五項の規定により読み替えて適用する前項」と、同法附則第七条第一項中「、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、」とあるのは「当該特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるとき」と読み替えるものとする。

四項中「前条第六項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第五項の規定により読み替えて適用する第十五条第六項」と、同項、第十九条及び附則第七条中「養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム」とあるのは「特別養護老人ホーム」と、同法第十九条第一項及び附則第七条第一項中「第十五条第四項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第一項」と、同法第十九条第二項及び附則第七条第二項中「前項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第五項の規定により読み替えて適用する前項」と、同法附則第七条第一項中「、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、」とあるのは「当該特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるとき」と読み替えるものとする。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百二十二号）（抄）
（附則第五十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（介護保険法の一部改正）</p> <p>第四十二条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第百三十四条第七項中「地方公務員共済組合」の下に「（全国市町村職員共済組合連合会を含む。次項、第百三十六条第三項及び第六項並びに第百三十七条第二項において同じ。）」を加える。</p>	<p>附 則</p> <p>（介護保険法の一部改正）</p> <p>第四十二条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第百三十四条第二項中「地方公務員共済組合」の下に「（全国市町村職員共済組合連合会を含む。次項、第百三十六条第三項及び第六項並びに第百三十七条第二項において同じ。）」を加える。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第三条 平成十七年度における新国保法第七十条第一項の規定により国が市町村又は特別区（以下附則第五条までにおいて単に「市町村」という。）に対して負担する額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額の百分の三十六に相当する額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十七年度の概算介護給付費納付金（介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）第三条の規定による改正前の介護保険法（以下この号において「旧介護保険法」という。）第百五十二条に規定する概算介護給付費納付金をいう。以下同じ）の額の百分の三十六に相当する額</p> <p>ロ 平成十五年度の概算介護給付費納付金の額が平成十五年度の確定介護給付費納付金（旧介護保険法第百五十三条に規定する確定介護給付費納付金をいう。以下同じ。）の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る介護給付費納付金調整金額（旧介護保険法第百五十一条第二項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。）との合計額の百分の四十に相当する額を控除した額</p> <p>八 （略）</p> <p>2 5 （略）</p> <p>第四条 平成十八年度における新国保法第七十条第一項の規定によ</p>	<p>附 則</p> <p>第三条 平成十七年度における新国保法第七十条第一項の規定により国が市町村又は特別区（以下附則第五条までにおいて単に「市町村」という。）に対して負担する額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額の百分の三十六に相当する額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十七年度の概算介護給付費納付金（介護保険法第百五十二条に規定する概算介護給付費納付金をいう。以下同じ。）の額の百分の三十六に相当する額</p> <p>ロ 平成十五年度の概算介護給付費納付金の額が平成十五年度の確定介護給付費納付金（介護保険法第百五十三条に規定する確定介護給付費納付金をいう。以下同じ。）の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る介護給付費納付金調整金額（同法第百五十一条第二項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。）との合計額の百分の四十に相当する額を控除した額</p> <p>八 （略）</p> <p>2 5 （略）</p> <p>第四条 平成十八年度における新国保法第七十条第一項の規定によ</p>

り国が市町村に対して負担する額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額の百分の三十四に相当する額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額とする。

一（三）（略）

四 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 口及び八に掲げる場合以外の場合 平成十八年度の概算納付金（介護保険法第五十二条に規定する概算納付金をいう。以下同じ。）の額の百分の三十四に相当する額

ロ・ハ（略）

2・3（略）

4 平成十八年度における新国保法第七十二条第二項の規定による調整交付金の総額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額の見込額の総額から、第五号に掲げる額の総額を控除し、その控除後の金額に第六号に掲げる額を加えて得た額とする。

一（三）（略）

四 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 口及び八に掲げる場合以外の場合 平成十八年度の概算納付金の額の百分の九に相当する額

ロ・ハ（略）

五・六（略）

5 平成十八年度における新国保法第七十二条の二第二項の規定による都道府県調整交付金の総額については、同項の規定にかかわらず、第一項第一号に掲げる額、平成十八年度の概算医療費拠出金の額から平成十八年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額を控除した額及び平成十八年度の概算納付金の額の合算額の見込額の総額から平成十六年度の基準超過費用額の総額を控除した額の百分の七に相当する額とする。

り国が市町村に対して負担する額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額の百分の三十四に相当する額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額とする。

一（三）（略）

四 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 口及び八に掲げる場合以外の場合 平成十八年度の概算介護給付費納付金の額の百分の三十四に相当する額

ロ・ハ（略）

2・3（略）

4 平成十八年度における新国保法第七十二条第二項の規定による調整交付金の総額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額の見込額の総額から、第五号に掲げる額の総額を控除し、その控除後の金額に第六号に掲げる額を加えて得た額とする。

一（三）（略）

四 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 口及び八に掲げる場合以外の場合 平成十八年度の概算介護給付費納付金の額の百分の九に相当する額

ロ・ハ（略）

五・六（略）

5 平成十八年度における新国保法第七十二条の二第二項の規定による都道府県調整交付金の総額については、同項の規定にかかわらず、第一項第一号に掲げる額、平成十八年度の概算医療費拠出金の額から平成十八年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額を控除した額及び平成十八年度の概算介護給付費納付金の額の合算額の見込額の総額から平成十六年度の基準超過費用額の総額を控除した額の百分の七に相当する額とする。

第五条 (略)

2・3 (略)

4 平成十九年度における新国保法第七十二条の二第二項の規定による都道府県調整交付金の総額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額の見込額の総額から、第五号に掲げる額の総額を控除した額とする。

一～三 (略)

四 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 口及び八に掲げる場合以外の場合 平成十九年度の概算納付金の額の百分の七に相当する額

ロ・ハ (略)

五 (略)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 平成十九年度における新国保法第七十二条の二第二項の規定による都道府県調整交付金の総額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額の見込額の総額から、第五号に掲げる額の総額を控除した額とする。

一～三 (略)

四 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 口及び八に掲げる場合以外の場合 平成十九年度の概算介護給付費納付金の額の百分の七に相当する額

ロ・ハ (略)

五 (略)